

(環境委員会)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八八

号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画を実施するため、国際希少野生動植物種の個体等の登録等又は適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の事務を国に代わって実施する者に関して、指定法人制度を見直し登録制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、指定登録機関制度の見直し
国際希少野生動植物種の個体等の登録等の事務を行う機関を、環境大臣の指定制から登録制に改める。
- 二、指定認定機関制度の見直し
適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の事務を行う機関を、環境大臣及び特定国際種関係大臣の指定制から登録制に改める。

三、罰則

罰則に関し所要の規定の整備を行う。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。